



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 1
- 家畜伝染病発生の報告（畜産課） 1
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課） 1
- 保安林の解除予定の通知（森林管理課） 2
- 公有水面埋立ての免許（港湾課） 2

公 告

- 沖縄県平和祈念資料館の臨時休館（平和・地域外交推進課） 5
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課） 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・6件（中部土木事務所） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課） 8

告 示

沖縄県告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和6年第2回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年6月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 招集の期日 令和6年6月28日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第252号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和6年6月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

| 発生伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生場所（区域） | 発生年月日 |
|----------|-------|-----------|------|----------|----------|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 1戸2頭 | 多良間村 | 令和6年6月5日 |

沖縄県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市増原地区県営水利施設整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年6月24日から同年7月22日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第254号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の解除をする予定である旨の通知があった。

令和6年6月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 公園用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第255号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和6年6月21日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 令和6年5月28日 沖縄県指令土第445号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 与那原町字上与那原16番地 与那原町
 - (2) 代表者 与那原町字上与那原16番地 与那原町長 照屋勉
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
 - (ア) 埋立区域1 与那原町字与那原1020番1、1021番及び1022番の地先公有水面
 - (イ) 埋立区域2 与那原町字与那原1027番から1084番に至る地先公有水面
 - (ウ) 埋立区域3 与那原町字与那原1086番2から1096番に至る地先公有水面
 - イ 区域
 - (ア) 埋立区域1 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（E.L+1.04メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 大里城（父5）の地点（北緯26度11分11秒、東経127度45分35秒）から355度08分22秒2367.98メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から49度43分05秒5.02メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から26度40分04秒1.25メートルの地点

- ④の地点 ③の地点から54度51分53秒13.90メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から55度31分06秒19.85メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から52度51分35秒20.01メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から324度49分56秒0.83メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から234度30分44秒20.00メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から236度55分42秒19.86メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から231度12分17秒13.93メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から234度50分15秒1.10メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から234度52分12秒5.00メートルの地点

(イ) 埋立区域2 次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と⑳の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位 (E. L+1.04メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑬の地点 大里城 (父5) の地点 (北緯26度11分11秒、東経127度45分35秒) から359度08分59秒2479.24メートルの地点

- ⑭の地点 ⑬の地点から22度22分13秒7.29メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から56度24分50秒6.42メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から91度09分35秒6.52メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から67度46分40秒6.50メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から53度45分43秒8.63メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から53度46分29秒20.00メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から53度46分08秒20.00メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から323度46分24秒0.91メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から236度33分16秒20.02メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から233度06分46秒20.00メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から235度38分45秒8.64メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から259度22分21秒5.40メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から263度37分16秒6.37メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から238度14分59秒8.55メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から192度38分04秒7.59メートルの地点

(ウ) 埋立区域3 次の各地点を順次に結んだ線及び㉙の地点と㉚の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位 (E. L+1.04メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉙の地点 大里城 (父5) の地点 (北緯26度11分11秒、東経127度45分35秒) から1度13分40秒2544.41メートルの地点

- ㉚の地点 ㉙の地点から57度15分17秒3.08メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から53度28分01秒17.45メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から53度27分57秒20.00メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から53度27分41秒11.31メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から51度28分53秒8.81メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から51度28分55秒20.00メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から51度28分47秒20.00メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から51度28分55秒20.00メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から51度28分33秒20.00メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から51度13分37秒20.00メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から51度27分33秒9.55メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から54度16分26秒10.29メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から53度50分40秒20.00メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から54度16分34秒20.00メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から54度16分32秒20.00メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から54度13分06秒11.49メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から324度17分23秒2.05メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から234度15分26秒11.49メートルの地点

- ④⑧の地点 ④⑦の地点から234度27分30秒20.00メートルの地点
- ④⑨の地点 ④⑧の地点から234度34分33秒20.00メートルの地点
- ⑤⑩の地点 ④⑨の地点から233度36分08秒20.00メートルの地点
- ⑤⑪の地点 ⑤⑩の地点から233度43分53秒10.29メートルの地点
- ⑤⑫の地点 ⑤⑪の地点から232度30分42秒9.66メートルの地点
- ⑤⑬の地点 ⑤⑫の地点から231度22分25秒20.00メートルの地点
- ⑤⑭の地点 ⑤⑬の地点から231度24分38秒20.00メートルの地点
- ⑤⑮の地点 ⑤⑭の地点から228度10分58秒20.03メートルの地点
- ⑤⑯の地点 ⑤⑮の地点から231度19分52秒20.00メートルの地点
- ⑤⑰の地点 ⑤⑯の地点から234度10分51秒20.02メートルの地点
- ⑤⑱の地点 ⑤⑰の地点から231度23分06秒8.81メートルの地点
- ⑤⑲の地点 ⑤⑱の地点から233度47分23秒11.24メートルの地点
- ⑥⑰の地点 ⑤⑲の地点から233度47分14秒20.00メートルの地点
- ⑥⑱の地点 ⑥⑱の地点から232度08分19秒17.45メートルの地点
- ⑥⑳の地点 ⑥⑱の地点から246度39分24秒2.86メートルの地点

ウ 面積

- 埋立区域1 85.76平方メートル
- 埋立区域2 138.91平方メートル
- 埋立区域3 490.10平方メートル
- 合 計 714.77平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

- ア 位置 与那原町字与那原1020番1から1027番を経て1095番1に至る間の地先公有水面
- イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とBの地点を結んだ線により囲まれた区域
 - Aの地点 三等三角点大里城(父5)の地点(北緯26度11分11秒、東経127度45分35秒)から355度22分19秒2362.437メートルの地点
 - Bの地点 Aの地点から54度51分48秒24.65メートルの地点
 - Cの地点 Bの地点から46度37分07秒10.97メートルの地点
 - Dの地点 Cの地点から54度51分44秒153.63メートルの地点
 - Eの地点 Dの地点から54度15分15秒32.50メートルの地点
 - Fの地点 Eの地点から53度46分16秒64.12メートルの地点
 - Gの地点 Fの地点から53度36分47秒26.89メートルの地点
 - Hの地点 Gの地点から53度28分01秒48.86メートルの地点
 - Iの地点 Hの地点から51度28分56秒118.47メートルの地点
 - Jの地点 Iの地点から54度16分25秒85.01メートルの地点
 - Kの地点 Jの地点から43度15分29秒23.73メートルの地点
 - Lの地点 Kの地点から313度14分38秒12.55メートルの地点
 - Mの地点 Lの地点から275度08分13秒9.38メートルの地点
 - Nの地点 Mの地点から211度23分14秒16.68メートルの地点
 - Oの地点 Nの地点から234度16分19秒83.88メートルの地点
 - Pの地点 Oの地点から231度28分49秒118.48メートルの地点
 - Qの地点 Pの地点から233度27分59秒48.64メートルの地点
 - Rの地点 Qの地点から241度24分13秒10.95メートルの地点
 - Sの地点 Rの地点から233度36分53秒5.08メートルの地点
 - Tの地点 Sの地点から225度49分54秒10.96メートルの地点
 - Uの地点 Tの地点から233度46分10秒64.10メートルの地点
 - Vの地点 Uの地点から271度10分05秒9.08メートルの地点
 - Wの地点 Vの地点から299度43分05秒7.13メートルの地点
 - Xの地点 Wの地点から221度35分56秒9.92メートルの地点
 - Yの地点 Xの地点から195度49分36秒15.71メートルの地点
 - Zの地点 Yの地点から234度51分45秒167.46メートルの地点

- A[〃]の地点 Zの地点から144度50分46秒1.68メートルの地点
- B[〃]の地点 A[〃]の地点から234度51分41秒28.57メートルの地点
- ウ 面積 10,014.11平方メートル
- 4 埋立地の用途 道路用地

公 告

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）第3条第1項第4号の規定により、次のとおり沖縄県平和祈念資料館を臨時に休館する。

令和6年6月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

臨時休館日 令和6年7月9日から同月11日まで

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年6月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム機器更新に伴うS I作業委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和6年5月10日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 支店長 宇野徹 那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 契約金額 158,540,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年6月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年8月23日 沖縄県指令土第641号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市宇江城前原101番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市宇真栄里2014番地の5パレットハウス202号室 杉内崇之、糸満市宇江城90番地 杉内みゆき
- 5 検査済証番号 令和6年6月4日 第4949号
- 6 工事完了年月日 令和6年6月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年6月21日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年9月11日 沖縄県指令中土第3434号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜上前原251番3の一部

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字屋宜253番地8 玉城大輔
- 5 検査済証番号 令和6年4月30日 C第660号
- 6 工事完了年月日 令和6年4月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年6月21日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年2月29日 沖縄県指令中土第912号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市古謝三丁目900番4及び899番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市泡瀬二丁目57番7号 高江洲聡
- 5 検査済証番号 令和6年5月2日 C第661号
- 6 工事完了年月日 令和6年4月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年6月21日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年8月7日 沖縄県指令中土第2804号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間前原798番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原351番地136街区1-1画地2F 糸数憲人
- 5 検査済証番号 令和6年5月9日 C第662号
- 6 工事完了年月日 令和6年5月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年6月21日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年12月27日 沖縄県指令中土第4993号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊舎堂伊舎堂原73番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北谷町字美浜14番地1 県営美浜高層住宅2-608 比嘉直人
- 5 検査済証番号 令和6年5月9日 C第663号
- 6 工事完了年月日 令和6年5月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年6月21日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年9月20日 沖縄県指令中土第3562号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋前原294番2ほか3筆
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市野嵩三丁目17番15-102号キャリアグランデ野嵩 伊礼 勇耶
- 5 検査済証番号 令和6年5月15日 C第664号
- 6 工事完了年月日 令和6年4月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年6月21日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年7月4日 沖縄県指令中土第2426号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜浜原65番8及び65番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市野嵩三丁目12番9号 仲村勉
- 5 検査済証番号 令和6年5月16日 C第665号
- 6 工事完了年月日 令和6年5月1日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年6月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 校内LAN用アプリケーションサーバ等（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和6年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市

泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

- (3) 申請書等の受付期間 令和6年6月21日（金曜日）から同年7月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和7年3月31日（月曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する校内LAN用アプリケーションサーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年6月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 校内LAN用アプリケーションサーバ等（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和6年6月21日付け沖縄県公報定期第5227号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和6年7月5日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、仕様書で定める保守基準を満たす対応ができることを証明した者
 - ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和6年7月5日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和6年6月21日（金曜日）から同年7月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和6年6月21日（金曜日）から同年7月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和6年8月1日（木曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県庁13階第2会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和6年6月21日（金曜日）から同年7月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する方法 3(2)の場所で交付又は沖縄県教育委員会のホームページから入手すること。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
 - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和6年7月31日（水曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES AND QUANTITY TO BE LEASED
Lease of Application Server for intra-school LAN 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) BID OPENING
Date and Time:August 1, 2024(Thursday) 10:00 a.m.
Place:Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Second Meeting Room
- (4) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

| | |
|---|--|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地 |
|---|--|